

## 山形県バイオクラスター形成推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 山形県において、研究機関、企業、金融機関等が連携を深め、共同で「先導的なバイオ技術を核とした知的・産業クラスター」(以下「バイオクラスター」という。)の形成を推進するため、山形県バイオクラスター形成推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (職務)

第2条 会議は次の事項について審議する。

- (1) 山形県におけるバイオクラスター形成に関する基本的考え
- (2) 山形県におけるバイオクラスター形成に向けて共通で取り組むべき事項
- (3) その他バイオクラスター形成に係る重要な事項

### (会長及び副会長)

第3条 会議に会長と副会長を置き、会長は山形県知事が、副会長は鶴岡市長が、これにあたる。

- 2 会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (委員)

第4条 会議の委員は、会長が委嘱する。

- 2 特別の事項について助言を得る必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、委嘱に際し別に定める。

### (委員会)

第6条 会議の下部機関として、成果活用推進・拡大委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会のメンバーは、会長が指名する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会に属するメンバーのうちから会長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

### (事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、山形県産業労働部産業技術イノベーション課に事務局を置く。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月5日から施行する。
- 2 この会議の設置当初の委員の任期は、第5条の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。